

国名
ペルー
在外公館名
在ペルー日本国大使館
情報確認年月日
2019年5月2日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（ <input checked="" type="checkbox"/> は該当）
<input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>○ 医療用の麻薬及び向精神薬を含め、滞在期間中の持病の治療を目的として医薬品を携帯して入国する場合には、処方せん・診断書等でそれが証明できる場合に限り、税関での申告が不要とされている。（ただし、医療用マリファナについては持ち込みが禁止されている。）また、医師の処方せんと診断書（原本及び英訳したもの）については、事前に準備して携帯しておく必要がある。</p> <p>○ 所持している薬物に関して、税関に指摘されかつ処方せん・診断書がない等のために上記の証明がなされない場合、当該医薬品は没収される可能性がある。（没収された医薬品は、現地の医師の医療証明書があれば返還可能とされている。）</p> <p>○ 医療用とは明らかに形態の異なる薬物（マリファナの現物など）を持ち込んだ場合、及び、状況から持病の治療に使用するとは認められない持ち込み方（個人使用とは考えられない数量、男性が女性用医薬品を所持している等）、税関をだまそうとしたと疑われる行為・持ち込み方（体内に呑み込む、スーツケースの二重底に隠す等）をしたとペルー当局が判断する場合などは、逮捕・拘留の可能性があるため入国の際には注意が必要である。</p>
渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ
なし

参考情報